

許可番号 第00759004159号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福島県いわき市錦町四反田30番地

氏 名 株式会社クレハ環境
代表取締役 並川 昌弘



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県いわき地方振興局長 吾妻 嘉博



許可の年月日
許可の有効年月日

令和4年8月5日
令和11年7月15日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を含まない。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

①廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物及び当該廃油を処分するために処理したものであって有害物質を含むもの。） ②廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は特定有害産業廃棄物及び当該廃酸を処分するために処理したものであって有害物質を含むもの。） ③廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は特定有害産業廃棄物及び当該廃アルカリを処分するために処理したものであって有害物質を含むもの。） ④感染性産業廃棄物 ⑤廃PCB等（第4面に記載のものに限る。） ⑥PCB汚染物（第4面に記載のもので電気機器又はOFケーブルを除く。） ⑦廃水銀等 ⑧燃え殻（特定有害産業廃棄物及び当該燃え殻を処分するために処理したものであって有害物質を含むもの。） ⑨汚泥（特定有害産業廃棄物及び当該汚泥を処分するために処理したものであって有害物質を含むもの。） ⑩ばいじん（特定有害産業廃棄物及び当該ばいじんを処分するために処理したものであって有害物質を含むもの。）

以上10種類

※特定有害産業廃棄物及び当該物を処分するために処理したものに係る有害物質の項目は第2面及び第3面記載のとおり。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管土層及び積み上げることができる高さ

【注意】

この許可証（写）は許可内容の開示及び契約書添付を目的とし、その他の用途による使用は無効とする。

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況
第4面記載のとおり。

5 積替え許可の有無 有・無

いわき市 許可番号 第09460004159号

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・無

特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目

有害物質名	廃棄物名	鉍 さい	ば い じん	燃 え 殻	廃 油	汚 泥	廃 酸	廃 アル カリ
水銀又はその化合物		—	○	—		○	○	○
カドミウム又はその化合物		—	○	○		○	○	○
鉛又はその化合物		—	○	○		○	○	○
有機燐化合物						○	○	○
六価クロム化合物		—	○	○		○	○	○
砒素又はその化合物		—	○	○		○	○	○
シアン化合物						○	○	○
PCB						—	—	—
トリクロロエチレン					○	○	○	○
テトラクロロエチレン					○	○	○	○
ジクロロメタン					○	○	○	○
四塩化炭素					○	○	○	○
1, 2-ジクロロエタン					○	○	○	○
1, 1-ジクロロエチレン					○	○	○	○
シス-1, 2-ジクロロエチレン					○	○	○	○
1, 1, 1-トリクロロエタン					○	○	○	○
1, 1, 2-トリクロロエタン					○	○	○	○
1, 3-ジクロロプロペン					○	○	○	○
チウラム						○	○	○
シマジン						○	○	○
チオベンカルブ						○	○	○
ベンゼン					○	○	○	○
セレン又はその化合物		—	○	○		○	○	○
1, 4-ジオキサン			—		○	—	○	○
ダイオキシン類			○	○		○	○	○

特定有害産業廃棄物を処分するために処理したものに係る有害物質の項目

有害物質名	廃棄物名	鉍 さい	ば い じん	燃 え 殻	廃 油	汚 泥	廃 酸	廃 アル カリ
水銀又はその化合物		—	○	—		○	○	○
カドミウム又はその化合物		—	○	○		○	○	○
鉛又はその化合物		—	○	○		○	○	○
有機燐化合物						—	—	—
六価クロム化合物		—	○	○		○	○	○
砒素又はその化合物		—	○	○		○	○	○
シアン化合物						○	○	○
PCB						—	—	—
トリクロロエチレン					—	—	—	—
テトラクロロエチレン					—	—	—	—
ジクロロメタン					—	—	—	—
四塩化炭素					—	—	—	—
1, 2-ジクロロエタン					—	—	—	—
1, 1-ジクロロエチレン					—	—	—	—
シス-1, 2-ジクロロエチレン					—	—	—	—
1, 1, 1-トリクロロエタン					—	—	—	—
1, 1, 2-トリクロロエタン					—	—	—	—
1, 3-ジクロロプロペン					—	—	—	—
チウラム						—	—	—
シマジン						—	—	—
チオベンカルブ						—	—	—
ベンゼン					—	—	—	—
セレン又はその化合物		—	—	—		—	—	—
1, 4-ジオキサン			—	—	—	—	—	—
ダイオキシン類			—	—		—	—	—

廃PCB等に係る限定品目

- 1 電気機器又はOFケーブル(ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。)に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが廃棄物となったもの
- 2 ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの(1に掲げる物を除く。)

PCB汚染物に係る限定品目

- 1 微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
- 2 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの(1に掲げる物を除く。)
- 3 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの(1に掲げる物を除く。)
- 4 金属くずのうち、当該金属くずに付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くずに付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの(1に掲げる物を除く。)
- 5 陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(以下「陶磁器くず等」という。)のうち、当該陶磁器くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が陶磁器くず等に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの(1に掲げる物を除く。)

許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日	平成 5 年 7 月 16 日
変更許可年月日	平成 7 年 10 月 18 日
変更許可年月日	平成 9 年 3 月 28 日
更新許可年月日	平成 10 年 7 月 16 日
更新許可年月日	平成 15 年 7 月 16 日
変更届出年月日	平成 16 年 8 月 5 日 (住所の変更)
変更許可年月日	平成 16 年 9 月 30 日 (廃酸及び廃アルカリにおけるダイオキシン類の追加)
変更届出年月日	平成 18 年 4 月 10 日 (法人名称の変更)
変更届出年月日	平成 18 年 7 月 21 日 (代表者の変更)
変更許可年月日	平成 19 年 10 月 9 日 (ばいじんに係るダイオキシン類の追加)
変更許可年月日	平成 20 年 3 月 10 日 (燃え殻及び汚泥に係るダイオキシン類等の追加)
更新許可年月日	平成 20 年 9 月 3 日 (有効期間 平成 20 年 7 月 16 日~平成 25 年 7 月 15 日)
優良確認年月日	平成 24 年 4 月 3 日 (優良確認に伴い平成 27 年 7 月 15 日まで有効期間延長)
変更許可年月日	平成 24 年 4 月 3 日 (廃PCB等の追加)
変更届出年月日	平成 25 年 7 月 31 日 (代表者の変更)
変更届出年月日	平成 26 年 1 月 23 日 (いわき市積替え許可の届出)
変更許可年月日	平成 26 年 1 月 29 日 (廃PCB等における限定品目及びPCB汚染物の追加)
更新許可(優良認定)年月日	平成 27 年 9 月 10 日 (有効期間 平成 27 年 7 月 16 日~令和 4 年 7 月 15 日)
変更届出年月日	平成 28 年 7 月 12 日 (代表者の変更)
変更許可年月日	平成 29 年 2 月 8 日 (廃水銀等の追加)
変更許可年月日	平成 30 年 3 月 1 日 (廃油、廃酸、廃アルカリ及び汚泥に係る1,4-ジオキサン等の追加)
変更届出年月日	平成 31 年 4 月 24 日 (代表者の変更)
変更届出年月日	令和 4 年 4 月 26 日 (代表者の変更)
更新許可(優良認定)年月日	令和 4 年 8 月 5 日 (有効期間 令和 4 年 7 月 16 日~令和 11 年 7 月 15 日)
変更届出年月日	令和 5 年 10 月 20 日 (鉱さい、汚泥に係る1,4-ジオキサン、燃え殻に係る水銀等の廃止)

以下 余 白